

2023年4月

お客さま各位

株式会社 武蔵野銀行

むさしの教育資金専用口座「君の未来へ」にかかるご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、「令和5年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」が改正されました。

これに伴い、むさしの教育資金専用口座「君の未来へ」の商品内容が別紙の通り改定となりますので、ご案内いたします。

なお、この度、当行では誠に勝手ながら、2023年4月3日（月）以後、新たに同商品をお申込み（ご契約）いただく際に、事務負担等を考慮し、取扱手数料を新設させていただくこととなりました。

非課税となる教育資金の範囲、学校等以外の区分、領収書等についての詳細は、文部科学省ホームページにも掲載されておりますので、ご参照ください。

※文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

本件に関するお問い合わせやご不明な点につきましては、お手数ではございますが、お取引店窓口までお気軽にご連絡ください。

敬具

1. 「直系尊属から教育資金一括贈与を受けた場合の贈与税非課税措置」の改正内容

項目	改定後	改定前
お預入期限の延長	2026年3月31日（火）	2023年3月31日（金）
契約期間中、 祖父母さま等が 亡くなられた場合 におけるお取扱い	<p>契約期間中、贈与者さまがお亡くなりになった場合、当該贈与者さまの相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者さまが以下の一定条件のいずれかに該当する場合であっても、そのお亡くなりになった日における管理残高（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）を当該受贈者さまが贈与者さまから相続等により取得したものとみなします。</p> <p>（相続税の課税対象となります）</p> <p><一定条件></p> <p>①受贈者さまが23歳未満の場合</p> <p>②受贈者さまが学校等に在学している場合</p> <p>③受贈者さまが教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>※2023年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。</p>	<p>契約期間中、贈与者さまがお亡くなりになった場合、かつ、お亡くなりになった日から3年以内に贈与を受けた資金について非課税措置の適用を受けたことがある場合は、そのお亡くなりになった日の管理残額については、贈与者さまから相続または遺贈により、取得したものととして相続税の課税対象になります。</p> <p>ただし、2021年4月1日以後の贈与資金は贈与からお亡くなりになるまでの期間に関わらず、上記の通りとなります。また、受贈者さまが贈与者さまのお子さま以外である場合には、相続税が2割加算されます。</p> <p>ただし、以下の一定条件のいずれかに該当する場合、相続税課税対象外となります。</p> <p>①受贈者さまが23歳未満の場合</p> <p>②受贈者さまが学校等に在学している場合</p> <p>③受贈者さまが教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合</p> <p>④2019年3月31日以前に贈与された資金</p>
管理残高への 贈与税課税	<p>受贈者さまが30歳に達した場合等において（受贈者さまの死亡以外の理由で教育資金管理契約が終了した場合）管理残高に贈与税が課税される時は贈与税の一般税率が適用となります。</p>	<p>贈与税の特例税率が適用となります。</p>
教育資金範囲の 拡充	<p>都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が追加されます。</p>	<p>—</p>

2. 手数料内容

新規取扱手数料：口座開設手数料 1口座（契約）あたり、110,000円（税込）

3. 改定・新設日

2023年4月3日（月）